

# 永久歯列のかみ合わせが逆の場合

## (反対咬合 5 ・ はんたいこうごう)

永久歯列の反対咬合では本格矯正治療が必要になります。一時的に反対咬合が治っていても第2次成長期に再び、かみ合わせが逆になり本格矯正が必要となる場合もあります。下の写真は小学生の時に矯正治療を行い反対咬合を治療した方です。成長とともに下の顎が長くなり、かみ合わせが逆（反対咬合）になってしまいました。このような場合は成長が止まるのを待って本格矯正で治療します。下の小臼歯を左右一本ずつ抜歯して、かみ合わせを治しています。きれいな歯並びになってもその後に、かみ合わせを安定させるための簡単な装置（保定装置）を使用する必要があります。

### 実際の治療例



初診時



治療開始



7 ヶ月後



14 ヶ月後



17 ヶ月後



保定装置（ほていそうち）

### 治療費概算

一般的な骨格性下顎前突で動的処置に 17 ヶ月掛かった場合

初診、相談料	無料
診査診断料	33,000 円
施術基本料	450,000 円（10 回までの分割が可能です。）
処置料	5,500 円×25 回=137,500 円

動的処置中：歯を動かしている最中は 3～4 週ごと通院、18 回

保定期間中：18 ヶ月の間に 7 回程度通院 合計：620,500 円

※ 注：抜歯料金が含まれています。A からの移行の場合は診査診断料、施術基本料は本格矯正の料金より差し引き、差額となりますが、処置料は変更となります。



TEL 095(857)8211

日本小児歯科学会認定 小児歯科専門医 行成 哲弘